



～18歳からの「君ならどうする？」～  
若年者のための消費生活サポート情報



第19号  
2022. 11. 25

# 高収入をうたう

## 副業等の儲け話にご注意！

### 事例

副業サイトを見てF Xの電子マニュアルを購入。その後、電話でF Xの自動売買システムを勧められた。クレジットカードの限度額を聞かれ、F Xの収入で支払えると言われ限度額に近い40万円のプランを契約。翌日、不安になりクーリング・オフを申し出たが解約料がかかると言われた。（20代 女性）

※F X：外国為替証拠金取引



©KANAGAWA2013

### 一言アドバイス



北海道消費者  
教育PRキャラクター  
「ちえ子さん」

- 副業や投資などで高額収入を得るためのノウハウと称して販売されている情報を「情報商材」といいます。
- 情報商材では若者を中心に、クレジットの高額決済や消費者金融からの借入を誘導される事例が多くみられます。
- 事業者からの電話勧誘を受けて契約をした場合は、特定商取引法に定める「電話勧誘販売」に該当します。
- 該当する場合は、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフが可能です。
- 高額な契約を勧誘されたり、話が違うと思ったら、きっぱりと契約を断りましょう。

- サポート情報のバックナンバーはこちらから  
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ  
URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう！  
北海道立消費生活センター 受付時間 平日／午前9時～午後4時30分

相談専用電話 ☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン※ ☎ 188（「嫌や！」泣き寝入り）

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者  
教育PRキャラクター  
「かしこしか」

